

## 答 申

### 第一 審査会の結論

実施機関が一部公開により非公開とした部分について、別表に提示した部分を除き、これを公開することが妥当である。

### 第二 異議申立てに係る経緯

#### 1 公開請求

異議申立人は、平成 15 年 7 月 11 日、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「市立札幌病院（以下「市立病院」という。）の医療紛争にかかわる一切の書類と示談した紛争があればそれにかかわる一切の書類。いずれも小さなものでも全部、平成 13 年 1 月から請求日まで」の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 一部公開決定

実施機関は、市立病院における平成 13 年度第 1 回から同 14 年第 6 回の「医療安全対策会議 審議内容報告書」を対象公文書（以下「本件対象文書」という。）として特定した上、医療行為に係る記載全般を公開しないこととする一部公開決定（以下「原決定」という。）をし、同年 7 月 25 日付けで異議申立人あて通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、同年 8 月 1 日、実施機関の原決定を不服とし、行政不服審査法第 6 条の規定に基づき札幌市長に対し異議申立てをした。

### 第三 異議申立人の主張要旨

#### 1 事実公表の必要性

市立病院で起きた医療事故について、医療過誤がなかった場合を含め、その原因と内容及びそれに対する病院側の対応を公開することを求める。

公立病院として医療事故等の情報を市民に公開することは、市民の公立病院への信頼性を得るだけでなく、不安を取り除き、また、市民の病院を選ぶ基準としても必要である。

#### 2 医療事故の公開は全国的な流れにあること

他の公的医療機関では、医療事故等の公表基準を作成し、インターネット等で積極的に情報提供を行っているところもあり、医療事故の公表は全国的な流れになりつつある。

### 3 文書特定の恣意性

本件請求に先立ち、「医療ミス・事故の概要がわかる文書」という公文書公開請求を行ったが、これに対し、実施機関から文書不存在による非公開決定を受けた。ところが、本件請求の結果、前回の請求では「存在しない」とされた医療ミスや医療事故に関する公文書が、実際には存在していたことが明らかになった。このような対応に実施機関の恣意性を感じる。

以上のことから、実施機関が医療過誤に関する情報を積極的に公開しないばかりか、公文書公開請求に対しても隠ぺいしようとする現状は、市民にとって不利益であり、改善が必要である。については、医療事故の概要が分かる程度の内容の公開を求める。

## 第四 実施機関の説明要旨

### 1 本件対象文書

市立病院では、医療紛争について審議を行う機関として、平成 13 年度から医療安全対策会議を設置しており、そこでの審議内容を記した会議録が請求対象たる公文書に相当するものと判断し、本件対象文書を特定した。

なお、平成 13 年 1 月以降に発生した医療紛争において、示談書等を交わした事案はない。

### 2 原決定の内容

対象文書中、具体的な事案の検討に関する以下の情報について、これを非公開とした。

患者等相手方の氏名、患者の病状、治療内容、相手方からの訴え等の事実、病状、治療の結果等に対する市立病院としての認識、紛争及び訴訟に関する市立病院としての考え方及び今後の交渉方針を述べた部分

### 3 非公開情報の該当性

#### (1) 条例第 7 条第 1 号（個人に関する情報）

上記 2 及び については、特定の個人を識別することができ、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報に該当する。

#### (2) 条例第 7 条第 5 号（事務事業に関する情報）

上記 2 及び については、当該会議が開催された時点における市立病院としての見解等であり、患者側と双方で一致し確定したものではない。また、これらの情報を公にした場合、個人識別情報を除いても当事者である患者及びその家族には、自らの事案と分かり得る。

このことから、医療紛争として交渉をしている事案については、今後の紛争処理に係る患者側との交渉に重大な支障をきたし、交渉当事者としての市立病院の地位を不当に害することから、条例第 7 条第 5 号イに該当する。また、医療紛争に至っていないが、今後紛争になることが予想される事案については、患者側への対応等事務の遂行に重大な支障を

及ぼすこととなり，条例第7条第5号オに該当する。

## 第五 審査会の判断

### 1 対象文書

#### (1) 医療安全対策会議

当該会議は，「市立札幌病院医療安全対策要綱」によると，市立病院における医療事故を防止し，安全かつ適切な医療の提供体制を確立することを目的に設置され，副院長以下関係職員により構成されるものである。また，その役割は，院長からの諮問事項のほか，医療事故の分析及び再発防止策の検討に関すること等医療事故全般に関わる事柄について調査審議を行い，院長に報告することとなっている。

なお，この場合の医療事故とは，医療従事者の過誤・過失に起因するいわゆる医療過誤の場合に限らず，医療の全過程において発生するすべての人身事故のことを指す。

#### (2) 内容及び構成

対象文書は，請求対象期間中に開催された医療安全対策会議の審議内容をまとめた全19回の報告書であり，その様式は「開催日時」，「場所」，「開催回」，「記録者」，「議題」，「出席者」及び「審議概要」から構成されている。

記載内容は，基本的に，医療事故となった医療行為（以下「対象医療行為」という。）の概要及び患者の状況並びに対応方針について，審議した結果を事案別にまとめたものである。

また，事案は，医療過誤のほか，医療行為に付随して生じた患者の状況，治療行為の結果に対し寄せられた苦情，医療事故に係る訴訟等，多岐にわたる。対象医療行為についても，単一の医療行為の場合から特定の医療行為によらない場合等，さまざまである。

事案に関する記述は，報告書により項目及び詳細さの程度が大きく異なっているが，概ね以下のとおりである。

##### ア 医療事故以前の患者に係る情報

氏名，年齢，性別及び生活状況，病名，症状，治療経過

##### イ 医療事故の概要

月日，時間，医療行為の内容，患者の症状

##### ウ 医療事故以後の患者に係る情報

事故後の治療内容，報告時点までの症状，患者側の主張，医療費又は補償要求に係る金額

##### エ 反省点

医療事故の原因分析

##### オ 関係者

患者の親族の続柄，職業及び生活状況，担当医師の名前，医療機器関連法人，他の医療施設及び当該医療施設の医師名

## カ 確認事項

市立病院側の見解，患者等関係者との交渉及び処遇方針

これらのうち，全対象文書に共通して記載されている情報はアの一部及びカであり，その他アからオまでの記載は，各事案により異なる。

### (3) 公開された内容

原決定において公開とされた個所は，全文書に共通する部分として，会議の開催日時，開催場所及び出席者である。また，事案別には，議題に関しては医療事故の名称を除いた部分を，また，審議概要は，一部の事案について，見出し及び市立病院側の見解をそれぞれ部分的に公開している。

## 2 非公開情報の該当性

### (1) 個人情報の該当性

本件対象文書は，特定の個人に対して行われた個別の医療行為に関する報告書であることから，その性質上，個人情報が文書全体に記載されている。

しかしながら，当審査会にて見分したところ，個人情報と他の情報とが不可分な個所もあるが，全体には本件請求の趣旨に応えるべく一部公開が可能と認められるので，条例第8条第2項の規定を踏まえ，以下，個人情報の該当性を検討する。

ア 患者の氏名，年齢，性別，生活状況，親族の続柄と職業・生活状況  
これらについては，特定の個人（患者）を識別することができる情報であることから，非公開が妥当である。

イ 年月日

初診日その他の年月日については，これを公にしても，特定の個人を識別するには至らないと認められることから，公開とすることが妥当である。

ウ 病名，症状，身体状況，転帰

対象医療行為以前の患者の罹患状況及び対象医療行為以後に生じた患者の症状（身体の部位を含む。），身体状況及び転帰並びに近親者の身体状況等は，個人の生命・身体・健康に直接関わる情報である。

これらのうち，特に日常生活における健康上の態様として一般に経験し得る範囲を超える内容のものは，極めて機微にわたる私的な情報であるといえる。このような情報を公にすることは，一般的に，個人識別情報を除いた場合でも，なお，個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

しかし，本件対象文書の場合，当該情報に係る内容及び詳細さの程度がさまざまであることから，文書中の前後の記載も考慮し，以下のとおりとする。

(ア) 平成 13 年度第 12 回対象文書の議題 A

当該事案は、実施機関により、本件請求とは別に、身体の一部が既に公にされている。従って、当該公にされた症状に限っては、条例第 7 条第 1 号ただし書アに該当し、これを公開することが妥当である。なお、当該事案中、その他の病名、症状、身体状況及び転帰に係る情報については、同号ただし書アに該当せず、これを公にした場合、個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、非公開が妥当である。

(イ) 平成 13 年度第 2 回から同第 13 回までの対象文書（上記(ア)を除く）

これらの対象文書には、診療歴、対象医療行為が、会議報告時点までの患者側の状況及び今後の対応とともに記載されている。

このため、患者本人等関係者には、当該対象文書から病名、症状、身体状況及び転帰等の個人識別情報を除いても、前後の内容より自己の情報であることが分かり得る。

従って、当該対象文書に係る病名、症状、身体状況及び転帰について、これを公にした場合、第三者にとりざたされること等に対する不快感、不安感等の精神的苦痛を及ぼすことが予想され、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、非公開とすることが妥当である。

なお、症状のうち、通常の日常生活においても経験し得るもので、かつ、第三者から特別に注視される対象になるとは認められないものについて、詳細な説明部分を除いた場合は、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあると認められないことから、これらについては、公開とすることが妥当である。

(ウ) 平成 13 年度第 1 回及び平成 14 年度第 1 回から同第 6 回までの対象文書

当該文書は、上記(イ)の場合と異なり、診療歴、対象医療行為の記載がなく、会議報告時点の患者側の状況及び今後の対応のみが記載されている。

これらの対象文書に記載された症状（身体の一部を含む）、身体状況及び転帰については、個人識別情報を除いた場合、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあると認められないことから、公開することが妥当である。

エ 治療行為の内容、薬剤名

診療経緯及び対象医療行為に係る詳細な手順並びに具体の治療内容を記載した部分のうち、病名、症状あるいは転帰を容易に推測させる記述については、上記ウ(イ)と同様に扱うことが適切である。

また、薬剤名についても、個人に係る病名、病状等と同様に扱われるべき情報であることから、上記ウ(イ)のとおりとする。

オ 受診科目，市立病院の担当医師の名前

受診科目は，これを公にしても，患者の特定には至らないことから，これを公開とすることが妥当である。

市立病院における担当医師の名前については，第一に，これを公にしても，患者の特定には至らないことから，患者にとっての個人情報には該当しない。

次に，市立病院に勤務する医師は，常勤又は非常勤等の雇用形態に関わらず公務員であり，また，対象公文書は，医療過誤の有無に関わらず職員の職務遂行情報たる医療事故全般について記載されたものである。

以上のことから，担当医師の名前は，条例第7条第1項ただし書ウの規定により，公開することが妥当である。

カ 他の民間医療施設の名称及び当該医療施設の医師名

患者が利用した他の民間医療施設は，当該患者の治療歴の一部をなす情報である。従って，その名称は上記ウ(イ)と同様に扱うことが適切である。

また，当該医療施設にて患者を担当した医師の名前については，直接に個人を識別できる情報であることから，条例第7条第1号に該当し，かつ，同号但し書のいずれにも該当しない。従って，これを非公開とすることが妥当である。

キ 患者の苦情等

対象医療行為に対する患者側の苦情及び主張等については，要点を簡潔に記載したのみであり，個人の人格と密接に関わる内容等とまではいえない。

従って，これを公にしても，個人の権利利益を害するとは認められないことから，条例第7条第1号の規定には該当せず，公開することが妥当である。

ク 医療費及び補償要求金額

患者に対して請求された医療費の金額は，当該情報からは患者の特定には至らず，また，患者の身体に係る症状等を推測させるものではない。さらに，医療行為に対する対価として，基準に基づき算出された客観的な金額である。

従って，これを公にしても，個人の権利利益を侵害するおそれは認められないことから，条例第7条第1号には該当せず，公開することが妥当である。

これに対し，患者側から市立病院に対する補償要求に係る金額は，患者側の被った精神的肉体的苦痛等を金銭に換えて主張したものである。当該情報は，あくまでも主観的見解により表されたものであり，これを公にした場合，その金額の多寡及びその適否等についてさまざま憶測を生じさせ，そのことにより当人に精神的苦痛をもたらす等

の事態が想定され、個人の権利利益を害するおそれがある。

従って、条例第7条第1号に該当し、非公開とすることが妥当である。

## (2) 法人情報の該当性

医療機器に係る法人の名称は、医療事故の原因究明に関連して記載されている。

これらを公にした場合、当該法人に対する根拠のない信頼性の低下や、当該医療事故に関し、あたかも当該法人に有責性があるかのような風評被害に起因する営業上の支障を招来しかねない。

従って、当該法人の名称を公にすることは、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、条例第7条第2号の規定に該当し、非公開が妥当である。

## (3) 事務・事業情報の該当性

病状・治療の結果等に対する認識、紛争及び訴訟等に関する考え方並びに今後の交渉方針を述べた部分は、当該情報と一体で記載され、その判断根拠とした患者の症状等の記述と区分して捉えることができる。

その上で検討したところ、当該情報は、詳細な事実検証や考察過程等が示されているものではなく、一般的かつ概略的な組織内部の意思確認の記述に過ぎない。

このような具体性を欠く情報が、これを公にすることにより、交渉等に直接影響を与え、かつ、実施機関の当事者としての地位を不当に害するものであるとは認められない。従って、条例第7条第5号イの規定には該当しない。

なお、実施機関は、将来の交渉又は争訟等に係る支障を理由として、条例第7条第5号オの該当性を主張しているが、当該理由に対しては、同号イが適用されるべきであり、この場合における該当性については上段のとおりである。

同号オは、同号アからエに掲げられた以外の事務又は事業に係る非公開情報の規定であるが、実施機関から他の業務への支障について具体的な説明がないので、当審査会は、同号オの該当性について判断しない。

以上より、当該情報は、公開とすることが妥当である。

## 3 結 論

以上により、第一のとおり判断する。

## 4 付 記

異議申立人は、本件請求と同人による他の公文書公開請求とを関連付け、実施機関の公文書特定に係る恣意性について言及しているが、このことについて、当審査会の所見を以下に述べる。

もとより情報公開制度は、市政について市民に説明する市の責任が全うされるようにし、市民の参加と監視の下にある公正で民主的な市政の

発展に寄与することを目的とするものである。

また、一般的に、公文書の公開を求めようとする者が、行政がどのような公文書を作成し、保管しているかを把握している場合は少ないと考えられる。

このようなことから、請求の対象たる公文書の特定は、当該公文書を保有する実施機関の側に実質的な責任が課せられているとともに、情報公開制度にて実施機関が負う行政の説明責任の一環をなすものである。

そして、そのために実施機関は、請求者の請求趣旨を汲むことに努め、適切な公文書の特定に足りる情報を積極的に提供する必要がある。

このことに関し、実施機関が、本件請求に先立ち、異議申立人が本件対象文書と同様の情報の公開を求めて行った公文書公開請求に対して、請求書の文言を厳密に解釈し、対象公文書を不存在とした非公開決定を行ったことは、必ずしも適切ではなかったといえる。

## 第六 審議経過

本件異議申立てに係る当審査会の審議経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成15年9月16日	諮問書及び実施機関の非公開理由説明書を受理
平成15年12月24日	異議申立人に実施機関の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成16年2月20日 (第147回審査会)	事案の概要説明
平成16年3月3日 (第148回審査会)	異議申立人から意見を聴取 実施機関から事情を聴取
平成16年3月24日 (第149回審査会)	審 議
平成16年4月5日 (第145回審査会)	審 議
平成16年4月23日 (第146回審査会)	審 議
平成16年5月17日 (第152回審査会)	審 議
平成16年6月1日	答 申